

件名	愛媛県体験型環境学習センター管理条例
主管課	環境政策課
根拠法令等	
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>体験型環境学習センターへの指定管理者制度の導入に伴い、管理の基準、業務の範囲等について定める。</p> <p>1 センターの業務</p> <p>(1) 住宅等における地球温暖化対策技術の体験の場の提供に関する事。</p> <p>(2) 環境学習及び環境保全活動の支援に関する事。</p> <p>(3) 環境に関する情報の収集及び提供に関する事。</p> <p>(4) その他必要な業務</p> <p>2 指定管理者の業務及び権限</p> <p>(1) 1に掲げるセンターの業務の実施に関する事。</p> <p>(2) センターの施設、附属設備等の維持管理に関する事。</p> <p>3 開館時間 午前9時から午後5時まで</p> <p>4 休館日 水曜日</p> <p>5 利用許可 一定の施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可が必要</p>	
施行日	平成18年4月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p>こどもの城の園内にある施設のため、こどもの城と一括管理を予定</p>	